

学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 鈴鹿市立合川小学校及び天名小学校並びに郡山小学校の学校再編に向けて、委員から広く意見を聴取するとともに、情報共有を通じて、必要な準備、検討及び調整を図り、円滑に再編を推進するため、委員の学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 育む力に関すること
- (2) 先進的な教育に関すること
- (3) 児童の交流や地域連携活動に関すること
- (4) 通学路の安全確保に関すること
- (5) スクールバスの運行に関すること
- (6) 校名・校章・校歌等に関すること
- (7) 学用品等に関すること
- (8) P T A組織体制や活動内容等に関すること
- (9) 記念行事に関すること
- (10) 施設整備に関すること
- (11) 跡施設に関すること
- (12) その他学校再編に関し必要な事項

(委員の構成)

第3条 準備委員会は、40人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから選出する。

- (1) 学校再編の対象となる学校の児童の保護者を代表する者
- (2) 学校再編の対象となる学区の地域住民を代表する者
- (3) 学校再編の対象となる学校の教職員を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、委員を補充することができる。なお、補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報償費等)

第5条 委員の報償費や旅費相当額については、支給しないこととする。

(組織体制)

第6条 準備委員会は、代表者会議及び専門部会によって組織する。

2 準備委員会は、第2条に規定する所掌事務の調査、検討、調整及び関連する業務を行うために次に掲げる専門部会を置き、その経過及び検討結果について、代表者会議へ報告するものとする。

(1) 総務部会

(2) P T A部会

(3) 通学・安全部会

(4) 学校運営部会

(5) 跡施設利用検討部会

3 専門部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

(会議の運営等)

第7条 会議は、教育委員会事務局が進行するものとする。

2 代表者会議及び専門部会の会議は、原則として公開とする。

3 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(教育委員会への報告)

第8条 代表者会議は、第2条に規定する所掌事務の調査及び検討結果を踏まえ、専門部会間での情報共有を行うとともに、委員からの意見を聴取し、その結果概要について教育委員会へ報告する。

(庶務)

第9条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、代表者会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

専門部会の名称	所掌事務
総務部会	1 校名・校章・校歌等に関する事 2 記念行事に関する事
P T A部会	1 学用品等に関する事 2 P T A組織体制や活動内容等に関する事
通学・安全部会	1 通学路の安全確保に関する事 2 スクールバスの運行に関する事
学校運営部会	1 育む力に関する事 2 先進的な教育に関する事 3 児童の交流や地域連携活動に関する事
跡施設利用検討部会	1 跡施設に関する事